



原発なくそう！九州川内訴訟 原告団ニュース <第15号 2018.5.3>

連絡先 / 〒892-0816 鹿児島市山下町12-5 藤崎ビル3階 森法律事務所内
「原発なくそう！九州川内訴訟」を支える会
Tel099-225-5455 Fax099-225-0300



これまでの流れと今後の予定

被告九州電力と国は、昨年8月以降これまでの原告の主張に対する反論書面を提出してきました（以下参照）。これらに対し原告は順次反論書面を提出しています。しかし被告の反論書面と書証が大量のため、これらの書面に対する反論書面を一度に提出するのは困難な上、今後も被告側から書面提出の予定もあるため、年内かけてしっかりと反論していく予定です。

国から提出された準備書面

◆準備書面3～H29.8.29

- 目次第1 原告らの被告国に対する訴えがいずれも不適法であること
- 第2 被告国において、行政庁の判断に不合理な点のないことについて、相当の根拠及び資料等に基づき主張立証する必要はないこと
- 第3 設置変更許可に係る規制基準等が合理的であること
- 第4 設計基準対象施設（設置許可基準規則第2章）における、共通要因故障に対する基本的な考え方（*立地規制、避難計画、テロ対策等含む）
- 第5 今後の主張予定

◆準備書面4～H29.12.6

- 目次第1 電源設備（設置許可基準規則33条等）
- 第2 使用核燃料の貯蔵施設に係る規制の合理性（設置許可基準規則16条）
- 第3 重大事故対策（設置許可基準規則37条以下）に係る規制の概要
- 第4 有効性評価（設置許可基準規則37条）について
- 第5 重大事故等対処設備に係る規則（設置許可基準規則43条ないし62条）
- 第6 大規模損壊対策（放射性物質の拡散抑制に係る対策）について
- 第7 特定重大事故等対処設備に係る規則の概要
- 第8 今後の主張予定

◆準備書面5～H30.2.28

- 目次第1 地盤に係る規制の合理性（設置許可基準規則3条・38条等）
- 第2 地盤に係る規制の合理性（設置許可基準規則4条・39条等）
- 第3 火山に係る規制の合理性（設置許可基準規則6条）



九州電力から提出された準備書面

◆準備書面 1 2 「地震」～H29.8.29

- 目次第 1 総論
- 第 2 本件原子力発電所の基準地震動Ss
- 第 3 本件原子力発電所における耐震安全性の確保
- 第 4 結論

◆準備書面 1 3 「安全確保対策」～H29.8.29

- 目次第 1 はじめに
- 第 2 本件原子力発電所の安全確保の考え方
- 第 3 事故防止に係る安全確保対策
- 第 4 福島第一原子力発電所の事故を踏まえた安全確保対策の強化
- 第 5 事故発生時における対策要員の確保及び事故発生を想定した教育訓練の実施
- 第 6 まとめ
- 第 7 原告らの主張に対する反論（*使用済燃料貯蔵設備、水素爆発、水蒸気爆発含む）

◆準備書面 1 4 「避難計画」～H29.8.29

- 目次第 1 原子力防災について
- 第 2 川内地域の避難計画を含む緊急時対応について
- 第 3 まとめ
- 第 4 原告らの主張に対する反論

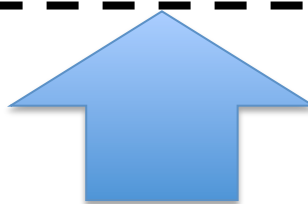
◆準備書面 1 5 「火山事象」～H29.8.29

- 目次第 1 はじめに
- 第 2 火山影響評価の概要
- 第 3 本件原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出
- 第 4 本件原子力発電所の運用期間中における火山活動に関する個別評価
- 第 5 火山活動のモニタリング
- 第 6 火山事象の影響評価
- 第 7 結論

◆準備書面 1 6 「テロ対策」～H29.8.29

- 目次第 1 はじめに
- 第 2 本件原子力発電所に係るテロ対策
- 第 3 まとめ

NO!



原告から提出された準備書面

- ◆準備書面 4 8 「被告九州電力準備書面 1 4（避難計画）に対する反論」 H29.12.7
- ◆準備書面 4 9 「被告九州電力準備書面 1 2（地震）に関する反論など」 H29.12.7
- ◆準備書面 5 0 「火山ガイドにおける影響評価の誤りー降下火砕物について」 H30.2.22
- ◆準備書面 5 1 「耐震安全余裕論について」 H30.3.1

原告の準備書面は弁護団HPにアップされています

→<http://no-sendaigenpatsu.a.la9.jp/>

声明 「九州電力玄海原発3号機、4号機稼働差止仮処分決定を受けて」

2018年3月20日 原発なくそう！九州川内訴訟原告団・弁護団

本日佐賀地方裁判所は、九州・山口の住民らが申し立てた、玄海原発3号機、4号機稼働差止仮処分決定申し立てを却下した。

福島第一原発事故により、原発事故がいかに甚大な人権侵害をもたらすか明らかになった。現在も避難生活を強いられている住民は5万人を超えている。福島第一原発事故の原因については未だ明らかになっておらず、新規制基準はその原因未解明のまま策定されたものである。

本決定の最大の欠陥は、福島第一原発事故の被害を全く直視していない点であり、人権の砦として国民の人格権を守るという裁判所の責務を放棄するものである。原告団・弁護団は、行政による人権侵害を抑止できない裁判所の態度を強く非難するものである。

玄海訴訟弁護団は、新規制基準の不合理性、基準地震動の策定の不合理性、火山事象による重大事故発生の具体的危険性、テロリスト対策の不合理性、重大事故になるおそれがある事故対策の不合理性等、様々な危険性と問題性を指摘してきたが、決定は規制委員会の判断や九州電力の主張に追従するだけで、これらの主張立証を排斥した。

本決定は新規制基準について、福島第一原発事故の事故説明もなされていないにもかかわらず、学術経験者の専門技術的知見に基づく意見等を集約し、現在の科学技術水準を踏まえた合理的な基準として策定されたもので不合理な点はなく、かつ、その適合性の判断も不合理な点はないとした。

また、基準地震動の策定について、想定すべきは考える最大の地震であるべきにもかかわらず、策定された基準は過去に発生した地震、地震動の基準の知見の平均像を求めるにすぎないことを無視し、新規制基準に合理性を認めている。

火山噴火に関しても現時点での科学的知見によって、火山の噴火の時期及び規模を事前に予測することは困難としながら、玄海原発の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が相当の根拠をもって示されない限り立地不適でないとした。これは広島高等裁判所の住民の安全を考慮した判断と異なる判断である。

テロリスト対策、水素爆発対策、水蒸気爆発対策等についてもほとんど九州電力の主張を無批判に採用している。

避難計画についても、ただ、法規に従った対策があるから不適切とは言えないというのみで万が一の事故に対し、住民の安全をはかることが可能な避難計画が存在するかという観点からの判断はなされていない。本決定は極めて不当なものであり、玄海原発の稼働には大きな不安が残るものである。

報道機関の調査等によれば、国民世論は原発稼働に対する不安を持つ国民が常に過半数を超えている状況にある。本決定は原子炉等規制法の規制の在り方には社会通念が反映されているというが、現実の世論は、原発に対して大きな不安を抱えていることは明らかである。

我々「原発なくそう！九州川内訴訟」原告団・弁護団は本佐賀地方裁判所の決定に対し、強く抗議するとともに、今後とも玄海訴訟原告団・弁護団とともに原発廃炉を求めて闘いを続けていく所存である。

期日のご案内

【第22回裁判期日】

日時：2018年5月21日(月) 15時より

場所：鹿児島地方裁判所(鹿児島市山下町13-47)

<< 当日のスケジュール >>

- 13:30 集合～「かごしま県民交流センター」中庭
- 13:40 行進～裁判所へ→整理券の交付→抽選(法廷での傍聴は抽選です)
- 14:30 抽選番号の発表
- 15:00 第22回口頭弁論(法廷)
原告：提出書面の説明
- 16:00 報告集会&記者会見(開始時間は裁判終了後)
(かごしま弁護士会館3階 易居町3-2)
- 17:00 終了(予定)

「原発はいらない！」の
意思表示ができる貴重な
チャンスです。たくさん
の皆さんの傍聴をお待ち
しています！

◆今後の期日日程◆

第23回2018年7月13日(金) 午後3時

原告のみなさまへ

原告団の会の運営（原告団ニュースの発行、期日のご案内等）は、みなさまのご協力とカンパで成り立っていますが、慢性的な人手不足と資金不足で定期的な原告団ニュースの発行ができず、また新たな原告の呼びかけのための活動（映画上映や講演会等）もままならない状況です。（「日本と原発」の続編「日本と再生」を上映して欲しいとの声を多く頂いていますが、資金不足のため上映は難しいです。）

東京電力福島第一原発事故から7年が経ち、川内原発が再稼働され、厳しい状況ではありますが、諦めることなく、無責任でいい加減な国と九州電力に対し、司法の場でNOを突きつけ川内原発差止めを勝ち取るためにも、カンパのご協力をどうかよろしくお願い致します。

現在、新しい口座への移行手続き中につき、同封しております振込用紙にて、送金をお願い致します。みなさまのあたたかいご支援を心よりお待ちしております！

<送金先>

ゆうちょ銀行

口座番号：0740-1-164-851

加入者名：川内原発訴訟を支える会

※ご依頼人の欄に「住所、氏名、電話番号」のご記入をお願いします。

「原発なくそう！九州川内訴訟」では、原告を募集しています。
ぜひ、ご家族ご友人に今一度呼びかけていただけないでしょうか。
あと152名で3000名！
全国の皆様のご協力を心よりお待ちしております。

◆原告がいない県

富山県 三重県 奈良県 鳥取県 愛媛県

※原告参加申込書のお取り寄せは、支える会事務所まで！

連絡先／

〒892-0816鹿児島市山下町12-5藤崎ビル3階 森法律事務所内

「原発なくそう！九州川内訴訟」を支える会

Tel099-225-5455 Fax099-225-0300